

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

15:04

1/12

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第22580報)

2021年8月4日14時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [8月4日11時00分現在]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 8月3日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 8月3日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 7月30日、8月3日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内、放水口 [採取日 7月30日、8月3日]</li> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>サブドレン他水処理施設一時貯水タンクA、地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、8月5日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果 [採取日 7月31日]</li> <li>・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 7月28日]</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2021年8月4日 11:00現在

【重要事項】  
 各計測器については、地震やその他の異常速度の発生を避けて、通常の使用状態を確保する  
 ため、正しく測定されない可能性がある計測器も存在している。  
 プラントの状態を把握するため、このような計測器の本値が必ずしも正確な値とならず、複数の  
 計測器から得られる情報を併用して系北の傾向にも着目して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	給水系: 0.0 m <sup>3</sup> /h CS系: 2.6 m <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	給水系: 1.4 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.5 m <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	
原子炉圧力容器 底部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 27.3 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 26.6 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 26.7 °C (8/4 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 32.0 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 35.3 °C (8/4 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 29.6 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 28.6 °C (8/4 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 26.8 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 26.7 °C (8/4 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 32.5 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 32.2 °C (8/4 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 30.2 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 28.7 °C (8/4 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.13 kPa.g (8/4 11:00 現在)	2.94 kPa.g (8/4 11:00 現在)	0.42 kPa.g (8/4 11:00 現在)	
空蒸封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 15.12 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.76 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.49 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.73 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.07 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 8.60 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	23.7 m <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	15.56 Nm <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	18.11 Nm <sup>3</sup> /h (8/4 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (8/4 11:00 現在)	A系: 0.01 vol% B系: 0.00 vol% (8/4 11:00 現在)	A系: 0.04 vol% B系: 0.03 vol% (8/4 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.18E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.80E-04 B系: 指示値 1.18E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.40E-04 (8/4 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 B系: 指示値 ND 検出限界値 1.3E-01 (8/4 11:00 現在)	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> (8/4 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	34.1 °C (8/4 11:00 現在)	33.4 °C (8/4 11:00 現在)	29.0 °C (8/4 11:00 現在)	※5 (8/4 11:00 現在)
FPC 液面水位	3.03 m (8/4 11:00 現在)	3.03 m (8/4 11:00 現在)	3.76 m (8/4 11:00 現在)	67.0 X100mm (8/4 11:00 現在)

【注】欄頭に示す単位は、( )内は0.00%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があるため)  
 ※1: 指示値がマイナスイオンと記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測精度によりマイナスイオン表示される場合があるため)  
 ※2: 指示値が放射能濃度の単位はNDと記載する。原子炉格納容器内ガス管理システムの放射能濃度の単位は(Ba135)を記載する。  
 ※3: 使用状況の急変・圧力異常発生時に発生する。原子炉格納容器内ガス管理システムの放射能濃度の単位は(Ba135)を記載する。  
 ※4: 異常封入停止中  
 ※5: 4号機使用済燃料プール冷却系一系ポンプ停止運用中  
 ※6: 作業に伴い、原子炉注水装置異常中

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2021/08/03 09:00	< 4.9E+00	< 3.3E+00	< 5.0E+00
プロセス主建屋北東	2021/08/03 07:17	< 3.6E+00	< 5.0E+00	< 4.1E+00
プロセス主建屋南東	2021/08/03 09:17	< 3.9E+00	< 4.4E+00	< 3.3E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2021/08/03 08:01	< 4.3E+00	< 4.6E+00	< 4.4E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2021/08/03 07:51	< 5.6E+00	< 5.6E+00	7.7E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2021/08/03 07:55	< 5.0E+00	< 5.8E+00	< 5.0E+00
サイトバンカ建屋南東	2021/08/03 07:42	< 4.7E+00	< 4.8E+00	< 4.8E+00

・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)  
 ・不平等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^0$ であることを意味する。  
 (例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で $31$ 、 $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で $3.1$ 、 $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で $0.31$ と読む。  
 ・サイトバンカ建屋南西は、1回/週程度の頻度で分析を実施。

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2021/08/03 08:05	5.6E+00	< 5.5E-01	4.6E+00
物揚場排水路	2021/08/03 08:10	6.5E+00	< 7.9E-01	7.1E+00
K排水路	2021/08/03 07:34	2.5E+01	6.9E-01	2.0E+01
BC排水路	2021/08/03 06:00	< 3.3E+00	< 4.7E-01	6.0E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。
- (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	RU-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2021/07/30 08:05	2.4E+04	3.6E+04	< 2.5E-01	< 2.3E-01	< 2.5E+00	< 9.6E-01	< 2.9E-01	5.3E+00	-	-	-	
No.1-6	2021/07/30 08:30	6.1E+05	5.5E+03	< 4.4E+01	< 3.3E+01	< 1.7E+03	< 8.8E+02	6.5E+03	1.7E+05	-	-	-	
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-9 *1	2021/07/30 07:50	1.8E+01	6.0E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	7.5E+01	
No.1-11	2021/07/30 07:55	< 1.5E+01	8.5E+02	< 3.1E-01	< 3.9E-01	< 3.8E+00	< 1.4E+00	< 3.4E-01	1.4E+00	-	-	-	
No.1-12	2021/07/30 08:25	2.0E+03	2.1E+04	< 9.1E-01	< 1.3E+00	< 2.0E+01	< 1.1E+01	1.8E+01	5.3E+02	-	-	-	
No.1-14	2021/07/30 09:00	6.7E+03	3.9E+04	< 2.5E-01	< 2.7E-01	< 3.2E+00	< 1.4E+00	1.4E+00	4.1E+01	-	-	-	
No.1-16	2021/07/30 08:20	1.7E+04	< 1.2E+02	< 3.7E-01	< 2.4E-01	< 5.2E+00	< 2.5E+00	5.3E+00	1.3E+02	-	-	-	
No.1-17	2021/07/30 08:10	5.2E+04	7.6E+03	< 3.0E-01	< 4.3E-01	< 4.2E+00	< 1.6E+00	< 5.2E-01	1.6E+00	-	-	-	

\* 検出限の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約370日), Sr-125(約35年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不符号 (< ; 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±0とは、 $O.O \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例)  $3.1E+01$ は $3.1 \times 10^1$ で31,  $3.1E+00$ は $3.1 \times 10^0$ で3.1,  $3.1E-01$ は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、γ測定は実施せず、全βは参考値としてご過後に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2021/07/30 07:30	4.7E+02	6.0E+02	< 3.1E-01	< 3.8E-01	< 2.8E+00	< 9.2E-01	< 2.8E-01	< 2.8E-01	3.9E+00	-	-	-
No.2-7	2021/07/30 07:25	4.1E+02	7.0E+02	< 2.3E-01	< 2.3E-01	< 2.2E+00	< 7.9E-01	< 2.5E-01	< 2.5E-01	5.4E+00	4.7E+02	-	-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 #2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・検体の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小さい)は、検出限界未満 (ND)を記す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と表示。

・H-3以外は当社にお知らせ済み。

※ No.2-5、No.3-5は、採水器による採取であるため、Y測定は実施せず。全βは参考値として別途に測定。

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2021/08/03 08:08	3.0E+04	< 2.1E-01	< 3.9E-01	< 4.0E+00	< 1.5E+00	1.7E+00	3.9E+01	-
No.1-6	2021/08/03 07:50	6.1E+05	< 4.4E+01	< 3.1E+01	< 1.7E+03	< 8.9E+02	6.3E+03	1.6E+05	-
No.1-8	2021/08/03 08:20	1.0E+04	< 1.5E+00	< 2.6E+00	< 2.9E+01	< 1.4E+01	1.1E+01	2.9E+02	-
No.1-9 ※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-11	2021/08/03 08:26	1.3E+01	< 3.2E-01	< 3.8E-01	< 3.3E+00	< 1.4E+00	< 4.2E-01	2.1E+00	-
No.1-12	2021/08/03 07:55	1.0E+03	< 9.3E-01	< 8.1E-01	< 1.9E+01	< 9.8E+00	1.8E+01	5.0E+02	-
No.1-14	2021/08/03 07:45	3.3E+04	< 3.3E-01	< 3.4E-01	< 2.9E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	1.2E+00	-
No.1-16	2021/08/03 08:00	1.8E+04	< 3.4E-01	< 3.1E-01	< 9.7E+00	< 3.2E+00	7.4E+00	2.0E+02	-
No.1-17	2021/08/03 08:13	5.5E+04	< 3.6E-01	< 2.8E-01	< 4.2E+00	< 1.8E+00	6.0E-01	1.3E+01	-

・検出限の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E≠O.Cは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読み、

※1 No.1-9は、観測器による誤差であるため、V測定は実施せず。全βは参考値として別途に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	分析項目									
		全β (Bq/l)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)		
1,2号観測ポイント 汲み上げ水	2021/08/03 08:31	1.5E+05	< 4.9E-01	< 3.1E-01	< 6.2E+00	< 2.4E+00	< 6.6E-01	7.6E+00	-	-	
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-2	2021/08/03 08:40	1.4E+02	< 1.2E+00	< 1.8E+00	< 1.9E+01	< 6.5E+00	2.5E+00	5.1E+01	-	-	
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号観測ポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・核種毎の半減期: Mn-54(約5年), Co-60(約370日), Ru-106(約370日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水時による採取であるため、V測定は実施せず、各別は参考値としての選後に測定。



2021年8月4日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;港湾内, 放水口付近&gt; (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/07/30 08:20	—	—	< 5.6E-01	< 6.1E-01
1F 6号機取水口前	2021/07/30 08:05	1.5E+01	—	< 4.9E-01	1.5E+00
1F 物揚場前	2021/07/30 08:00	< 1.2E+01	—	< 4.9E-01	1.0E+00
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/07/30 07:05	< 1.2E+01	—	< 5.9E-01	6.5E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2021/07/30 07:10	2.2E+01	—	< 6.4E-01	7.9E+00
1F 南放水口付近 (注)	2021/07/30 07:20	1.2E+01	< 9.1E-01	< 6.0E-01	< 6.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/07/30 06:14	1.7E+01	—	< 4.7E-01	1.2E+00
1F 港湾中央	2021/07/30 06:10	1.5E+01	—	< 4.6E-01	2.2E+00
1F 港湾内東側	2021/07/30 06:12	< 1.4E+01	—	< 2.6E-01	1.5E+00
1F 港湾内西側	2021/07/30 06:08	< 1.4E+01	—	< 2.6E-01	1.9E+00
1F 港湾内北側	2021/07/30 06:06	< 1.4E+01	—	< 3.1E-01	4.7E-01
1F 港湾内南側	2021/07/30 06:16	< 1.4E+01	—	< 2.9E-01	8.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

・H-3以外は既にお知らせ済み。

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

(注)地下水バイパス排水の翌朝採取した「南放水口付近海水」については、トリチウムの分析も行っている。

(2014年10月19日以降)

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/08/03 08:35	—	< 6.4E-01	< 6.7E-01
1F 6号機取水口前	2021/08/03 08:25	< 1.4E+01	< 5.4E-01	9.9E-01
1F 物揚場前	2021/08/03 08:00	1.4E+01	< 5.2E-01	7.5E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/08/03 07:33	1.7E+01	< 5.3E-01	1.9E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (返水壁前)	2021/08/03 07:37	2.2E+01	< 4.6E-01	4.0E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2021/08/03 07:15	1.2E+01	< 7.4E-01	< 5.9E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/08/03 06:23	2.2E+01	< 5.2E-01	1.1E+00
1F 港湾中央	2021/08/03 06:19	< 1.3E+01	< 4.6E-01	2.4E+00
1F 港湾内東側	2021/08/03 06:21	1.6E+01	< 3.1E-01	9.9E-01
1F 港湾内西側	2021/08/03 06:17	< 1.3E+01	< 2.8E-01	9.2E-01
1F 港湾内北側	2021/08/03 06:15	< 1.3E+01	< 2.6E-01	7.5E-01
1F 港湾内南側	2021/08/03 06:25	< 1.3E+01	< 2.7E-01	7.0E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 <sup>*1</sup>			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期: Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)  
 ・不等号 (<: 小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。  
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。  
 ・0.0E±0とは, 0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。  
 ・物揚場前は, シルトフェンス閉鎖を行った日は閉鎖実施後にもサンプリングを実施。  
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
 (別表第一第六欄: 周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## サブドレン・地下水ドレン浄化水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目					その他 Y核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	Y核種	
一時貯水タンク (サンプルタンク)	A 2021/07/31 06:54	830	東京電力 東北緑化環境保全(株)	< 1.9E+00	7.3E+02	< 7.3E-01	< 6.9E-01	検出なし	検出なし
				< 4.0E-01	7.7E+02	< 6.6E-01	< 7.2E-01	検出なし	検出なし
運用目標				3.0E+00 (1.0E+00) *1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと*2	
告示濃度限度*3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・核種の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/L以下で分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと (天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度  
(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度〔本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載〕)

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m <sup>3</sup> )	分析機関	分析項目				
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	その他 Y核種
地下水バイパス 一時貯留タンク Gr2 (グループ2)	2021/07/28 07:40	2,090	東京電力 日本分析センター	< 6.3E-01	5.2E+01	< 7.1E-01	< 7.9E-01	検出なし
				< 5.9E-01	5.4E+01	< 4.2E-01	< 4.7E-01	検出なし
通用目標				5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01	
WHO飲料水水质ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01	

・核種の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 運用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134, Cs-137の検出限界値「18q/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm<sup>3</sup>の表記をBq/Lに換算した値を記載])

1/2

15:04

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

様式0-1 (1/2)  
(第22581報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

2021年8月4日14時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦  
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上流側立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 8月2日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分：その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の(有り)・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2021年8月4日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	4.7E+03	< 1.0E+02	1.1E+02	3.6E+03
	下流側	2.4E+03	4.5E+02	2.4E+01	8.6E+02
2号機放水路立坑水	上流側	1.2E+03	< 1.0E+02	3.3E+01	8.9E+02
	下流側	6.6E+01	1.3E+02	< 6.0E+00	4.6E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは,  $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

15:04

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22582報)

2021年8月4日14時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第22577報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクLに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水開始 : 10時21分</li> <li>・排水終了 : 13時36分</li> <li>・排水量 : 483m<sup>3</sup></li> </ul> <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分：E】</p>
	※添付の有り <del>(無し)</del>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

16:08

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22583報)

2021年8月4日16時00分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>本日8時30分頃、2号機原子炉建屋西側にあるサブドレンピットNo. 18、19のサンプリングを実施した際、採取器に油らしき物を確認したことから、当該サブドレンピットの油分分析を行ったところ、微量の油分が検出されました。</p> <p>また、当該ピットから汲み上げた水を集水しているNo. 3中継タンク内を確認したところ油らしき物と、においが確認されており、現在詳細分析を実施しております。</p> <p>これらを踏まえ、当該サブドレンピット周辺土壌に油が存在し地下水に混入した可能性が否定できないことから、油が地下に浸透した場合に該当すると15時30分に判断しました。</p> <p>なお、No. 3中継タンクの下流側にあるサブドレンサンプルタンクにおいては、排水前に分析を行い異常がないことを確認した上で排水を行っており、直近の排水時における油分分析結果は検出限界値未満(検出限界値0.1mg/L)であることを確認しております。</p> <p>また、サブドレンピットNo. 18、19からの水の汲み上げを8時32分に停止させるとともに、No. 3中継タンクから集水タンクへの水の移送を8時54分に停止しております。</p> <p>今後、サブドレンピットNo. 18、19周辺のピット内における油分の有無や原因の調査および油分の詳細な分析を実施してまいります。</p> <p>【公表区分：C】</p> <p>※添付の有り・<b>無し</b></p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。



東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

19:39

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22584報)

2021年8月4日19時25分  
内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

## 第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第22583報でお知らせした、サブドレンピットNo. 18、19内に微量の油分が検出された事象につきましてその後の状況をお知らせします。</p> <p>当該ピットから汲み上げた水を集水しているNo. 3中継タンク内の油分分析をした結果、検出限界値未満(検出限界値0.3mg/L)であることを確認しました。</p> <p>また、No. 18、19以外のNo. 3中継タンクに接続している他7箇所のサブドレンピットについても停止し、油分分析を実施しております。</p> <p>分析結果については、分かり次第お知らせいたします。</p> <p>【公表区分：C続】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。